

令和4年度武雄市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和4年8月5日

1. 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成25年法律第50号。以下「法」という。)」第9条第1項の規定に基づき、令和4年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

2. 基本的事項

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義

雇用・就業は、障害者の自立の促進のための重要な柱であることから、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようとするため、障害者の多様な就業の機会を確保することが必要である。

このような観点から、障害者就労施設等(法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。)が供給する物品等に対する需要の増進を図ることが極めて重要である。

(2) 具体的な取り組み例

市は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。例えば、物品においては各種用品、食料品・弁当等、役務においては印刷、清掃・除草等が市において実績として調達されているところであり、引き続きこれらの物品等の調達を積極的に行うとともに、これまで調達の実績のない物品等の調達についても促進する。

3. 調達方針

(1) 調達目標額

令和4度の調達目標額は、24,000千円とする。

(令和3年度実績額19,401,507円)

(2) 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織(以下「適用部署」という。)が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)に適用する。

(3) 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

①障害者総合支援法に基づく事業所・施設等（障害福祉サービス事業所等）

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター

②在宅就業障害者等

- ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ・在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

(4) 調達推進方法

①方法・体制

各適用部署が、別表に示す物品及び役務の一覧にあるものを随意契約で調達するときは、予算の適正な執行に留意しつつ障害者就労施設等から優先的に調達する。

福祉部福祉課は、調達推進のための窓口になるなど、適用部署と連携して物品等調達を推進する。

②佐賀県共同受注支援窓口の積極的な活用

障害者就労施設等への発注のあっせん・仲介を行っている佐賀県共同受注支援窓口を積極的に活用する。

③障害者就労施設等への調達情報の積極的な提供

福祉課を通じて障害者就労施設等に対し、市による物品等の調達に関する情報提供を積極的に行う。

(5) 調達方針及び調達実績の公表

①調達方針の公表

調達方針を作成又は見直しを行ったときは、市ホームページ等に公表する。

②調達実績の公表

調達方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、公表する。

(6) その他

①職員の私的購入等の促推

法の趣旨を理解し、職員個人や親睦会等においても、率先し障害者就労施設等からの物品の購入に努める。

<別表>

調達の対象となる物品等

	品 目	項 目
物品	事務用品	ゴム印
	食料品・飲料	パン、弁当、菓子類、お茶の葉
	小物雑貨	種苗、生花、木工品、陶磁器
	その他の物品	木製の机、木製の椅子、横断幕、旗、のぼり旗、立て看板、チョーク、石灰
役務	印刷	ポスター・名刺等作成・製本印刷
	クリーニング	クリーニング
	清掃・施設管理	清掃、除草作業
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし
	その他のサービス・役務	仕分・発送、紙折・封入作業、資源回収・分別

物品等情報掲載

- 佐賀県障害者就労支援ホームページ
- 佐賀県共同受注支援窓口（県が業務委託している事業）

佐賀市天祐一丁目8-5

TEL：0952-97-9856

FAX：0952-29-3918

武雄市福祉部福祉課障がい福祉係
 電 話：0954-23-9235
 (内線120、121)
 FAX：0954-20-1355